



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当4月分から手当額が改定

～支給要件に該当する方で、まだ申請されていない方は、申請手続きをしてください～

子育て支援課 ☎( ☎042 - 460 - 9840 )

ひとり親家庭などの方に支給されている児童扶養手当および中・重度の障害があるお子さんを養育している方に支給されている特別児童扶養手当(いずれも国制度)の額が、4月分から0.4%引き下げになりました(200円～40円の減額)。

### ◆改定後の額

#### 児童扶養手当

全部支給月額4万1,550円、一部支給月額4万1,540円～9,810円(所得に応じて10円刻み)です。

第2子の5,000円、第3子以降1人につき3,000円の加算額は変更ありません。

#### 特別児童扶養手当

重度障害児月額5万5,550円、中度障害児月額3万3,670円



### ◆平成23年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表 平成22年中の所得・平成23年8月分～平成24年7月分手当に適用

扶養人数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者	本人	配偶者、扶養義務者
	全部支給	一部支給			
0人	19万円	192万円	236万円	459万6,000円	628万7,000円
1人	57万円	230万円	274万円	497万6,000円	653万6,000円
2人	95万円	268万円	312万円	535万6,000円	674万9,000円
3人	133万円	306万円	350万円	573万6,000円	696万2,000円
4人以上	1人増すごとに加算38万円			1人増すごとに加算21万3,000円	
1人につき加算	特定扶養 老人扶養	15万円 10万円	老人扶養 6万円 (老人扶養のみは2人目から)	特定扶養 25万円 老人扶養 10万円	老人扶養 6万円 (老人扶養のみは2人目から)

手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

### ◆児童扶養手当 支給要件

18歳に達した日の属する年度の末日以前(一定の障害がある場合は20歳未満)の次のいずれかの状態にある児童を養育する父または母もしくは養育者(老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は除く)

父母が離婚した児童 父または母が死亡または生死不明の児童 父または母に重度の障害がある児童 父または母が1年以上拘禁されている児童 父または母に1年以上遺棄されている児童 婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合は除く)

なお、昭和60年8月1日以降支給要件に該当し、平成15年4月1日現在5年を経過している方は時効により手当の請求をすることができません。

### 支給制限

次の状態にある場合は該当しません。  
児童が父または母の死亡により遺族年金などを受給している 児童が里親に委託されているまたは児童

福祉施設などに入所している 児童が父または母と生計を同じくしている 児童が母または父の配偶者(事実上の配偶者を含む)と生計を同じくしている 請求者または児童が日本に住所を有しない

事実上の配偶者とは、異性の住民票が同一住所にある場合や定期的な訪問、生活費の補助などを受けている場合を含みます。

### 手当の支給・所得制限

申請のあった翌月分から支給開始となり、年3回(4月・8月・12月)4か月分ごとの支払となります。

受給者本人および同居の扶養義務者の所得制限があります(別表参照)。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

### 注意

手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届出をしないで手当を受給していると資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただくことになります。

また、受給資格がないにもかかわらず、偽りそのほかの不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

### ◆特別児童扶養手当 対象

20歳未満の中・重度の障害(おおむね愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級、4級の一部程度および日常生活に著しい制限を受ける状態の精神障害)のある児童を養育している父または母は養育者。

手帳をお持ちでなくても指定の診断書により、申請することができます。

児童が施設入所している場合、児童の障害を支給事由とする公的年金を受けられる場合は支給されません。

### 手当の支給・所得制限

申請のあった翌月分から支給されます。所得が限度額以上の時は、支給が停止されます。(別表参照)



### ◆所得から控除できる額

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当(本人・配偶者等共通)
	受給者(父または母)	受給者(養育者)配偶者、扶養義務者、孤児などの養育者	
社会保険料相当額	8万円	8万円	8万円
障害・勤労学生控除	27万円	27万円	27万円
特別障害者控除	40万円	40万円	40万円
寡婦(夫)控除	0円	27万円	27万円
寡婦特別加算控除	0円	8万円	8万円
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

配偶者は寡婦(夫)控除なし

## 平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されました

これまで障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子さんがある場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さんがある場合にも届出によって加算を行うことになりました。

### 【平成23年3月までは】

受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、受給権発生時から加算の対象となります。

受給権発生時における生計維持関係を確認していません。

### 【平成23年4月からは加算の範囲が拡大】

4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、法施行時から加算の対象となります。

3月31日における生計維持関係を確認するこ

とになります。

4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有することとなった場合は、その事実が発生した時点から加算の対象となります。

婚姻、出生などの事実が発生した日における生計維持関係を確認することになります。

### 【障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について】

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子さんが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、4月以降は、児童扶養手当が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子さんの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

### ◆児童扶養手当と障害基礎年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

### ◆児童扶養手当と障害基礎年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

### 【子の加算額(年額)】

第1子・第2子 22万7,000円  
第3子以降 7万5,600円

### 【問い合わせ先】

#### 障害年金加算改善法について

☎武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)

保険年金課 ☎(☎042-460-9825)

児童扶養手当額・児童扶養手当制度について  
子育て支援課 ☎(☎042-460-9840)